

第1回犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議 議事概要

開催要領

日時：令和5年7月20日（木）午後3時00分～午後3時22分

場所：中央合同庁舎第2号館 地下1階 第7・8会議室

出席者

議長	谷 公一	国家公安委員会委員長
構成員	楠 芳伸	警察庁長官官房長
同	岡田 恵子	内閣府男女共同参画局長
同	吉住 啓作	こども家庭庁支援局長
同	藤野 克	総務省大臣官房総括審議官
同	鹿沼 均	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
同	長橋 和久	国土交通省総合政策局長
代理	竹内 努	法務省大臣官房司法法制部長
同	井上 諭一	文部科学省大臣官房総括審議官
	星屋 和彦	国税庁次長

概要

○ 国家公安委員会委員長開会挨拶

- ・ 犯罪被害者等施策については、犯罪被害者等基本法が制定され、四次にわたり策定された犯罪被害者等基本計画に基づき、様々な取組を積み重ねてきた。
- ・ 他方で、犯罪被害者やその御家族・御遺族からは、今なお、置かれている状況に応じた必要な支援を受けられていないなど、切実な声をいただいている。
- ・ こうした声を踏まえ、本年6月6日、犯罪被害者等施策推進会議において「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、今後進めるべき5項目の取組が定められた。
- ・ これら推進会議決定に基づく取組を含め、犯罪被害者等施策については、政府一丸となって取り組んでいくことが重要であり、そのため、私を議長とする本会議を開催する。
- ・ 本日御参加の各府省庁においては、推進会議決定に基づく取組について、速やかに具体的な検討等を進めていただき、進捗状況は本会議を通じてフォローアップしていくので、確実に結果を出していただきたい。
- ・ 犯罪被害者の方々が、一日も早く被害から回復し、再び平穏な生活を営

むことができるようにするためには、一人ひとりに寄り添った温かく途切れのない支援が不可欠。

- ・ 今、この時点においても、支援を必要とされている犯罪被害者の方々がおられるという認識の下に、スピード感を持って取り組んでいかなければならない。
- ・ 各府省庁においては、これまで以上に緊密な連携・協力の下、犯罪被害者等施策の充実・強化に取り組んでいただきたい。

○ **犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議の開催について**

「犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議の開催について」は、案のとおり承認された。

○ **犯罪被害者等施策に関するワーキンググループの設置について**

「犯罪被害者等施策に関するワーキンググループの設置について」は、案のとおり承認された。

○ **犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組を含む犯罪被害者等施策の進捗状況について**

・ **内閣府男女共同参画局長**

男女共同参画基本計画、犯罪被害者等基本計画等に基づき、配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力への対策に取り組んでいる。

先の国会で配偶者暴力防止法を改正し、保護命令制度を拡充するとともに、多機関連携を強化する仕組みを設け、来年4月の施行に向けて準備を進めている。

また、本年3月、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」をとりまとめ、この方針に基づき、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組、被害者支援の充実を図っている。

引き続き、関係省庁とも連携し、個人の尊厳が重んぜられる社会の実現に向けて取り組んでいく。

・ **こども家庭庁支援局長**

児童扶養手当制度について、犯罪被害者等が手当の支給要件等に該当すれば利用し得る制度になっており、犯罪被害者又は自治体内の関係者から相談があった場合には適切に対応するよう、各自治体に対して事務連絡を発出した。

引き続き、犯罪被害者等に配慮しつつ、児童扶養手当の適正な運用に取り組んでいく。

・ **総務省大臣官房総括審議官**

各地方団体の窓口において納税者等から地方税に関する相談を受けた場合、犯罪被害者等の事情に十分配慮して、丁寧かつ適切な対応をとるよう依頼する事務連絡を発出した。

また、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるような体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化にも取り組んでおり、関係府省庁と更に連携して、取組を進めていく。

・ **法務省大臣官房司法法制部長**

「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」については、犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援を行うため、生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするものであり、現在、その創設に向けて、関係機関等と調整を図りながら、援助対象、援助内容、利用要件、費用負担等について具体的検討を進めている。

これらの検討を踏まえ、総合法律支援法の改正や、関係規程の整備、施行に向けた準備等を速やかに進めていく。

・ **国税庁次長**

国税における各種減免措置等については、一般納税者だけでなく、犯罪被害者等も利用し得る制度となっており、これまでも納税者から相談があった場合には、適切に対応してきた。

他方、これまでは、各国税局及び各税務署に対し、犯罪被害者等への対応に特化した通知等の発出は行っていなかったため、今般、申告・納付期限の延長や税の減免、納税猶予等の制度について、犯罪被害者等が制度の要件を満たす場合には、確実にそれらの制度が利用できるよう、丁寧かつ適切な対応をすることを指示する文書を各国税局及び各税務署に発出した。

引き続き、犯罪被害者等の個々の事情を踏まえつつ、丁寧かつ適切に対応していく。

・ **文部科学省大臣官房総括審議官**

文部科学省や各自治体等が実施する各種修学支援制度について、犯罪被害等により家計が急変した場合にも支援の対象となり得るということの周知を依頼する通知を各教育委員会、国公私立大学長等へ発出した。

このほか、教育相談体制整備の一環として、スクールカウンセラーの配置を進めており、小学校の約94%、中学校の約98%で配置・対応をしている。

引き続き、犯罪被害者等を含めた児童、生徒及び学生が、学びを継続できるよう取り組んでいく。

・ **厚生労働省政策統括官（総合政策担当）**

犯罪被害者等の権利利益を保護し、また、被害に伴う大きな障壁から立ち直るとともに、一般の国民と同様に幸せな生活を過ごしていただけるような環境整備を図っていくことが極めて重要であるとの考え方に立ち、年金、医療、生活保護等、犯罪被害者等にも利用していただけるような様々な社会保障制度の周知について、関係機関等に対して通知等を発出した。

また、質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善についても、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施することとしている。

引き続き、関係府省庁と連携しながら、犯罪被害者等に対する支援をより一層推進していく。

・ **国土交通省総合政策局長**

犯罪被害者等への支援施策として、自動車事故における保険金支払いの適正化、医療サービスの提供、公共交通事故等の被害者への支援、犯罪被害者等に関する情報の保護、居住安定のための公営住宅への優先入居等の取組を進めている。

特に、公営住宅への優先入居等については、より一層取組を進めるため、都道府県知事等に通知を発出し、公営住宅への優先的な入居の取扱いについて積極的に検討することなどを要請した。

今後とも施策の実施状況を踏まえつつ、各分野における犯罪被害者等施策に取り組んでいく。

・ **警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）**

「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」について、本年8月以降、定期的に有識者会議を開催することとしており、給付水準の大幅な引上げに向け、議論を深めていく。

また、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」についても、今後、定期的に有識者会議を開催することとしており、ワンストップサービスの実現に向けて、都道府県単位・市区町村単位の支援体制のあり方、DX活用方策及び国による支援のあり方に関して議論を深めていく。

検討に当たっては、関係府省庁の協力をお願いしたい。

・ **警察庁長官官房長**

「国における司令塔機能の強化」については、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うということで、本日、第1回目の会議を開催するに至った。

今後、ワーキンググループを定期的で開催したいと思っているが、関係

府省庁連絡会議についても節目節目で開催し、関係府省庁が一体となって取組を進めてまいりたい。

○ **国家公安委員会委員長閉会挨拶**

- ・ 犯罪被害者等施策の推進に当たっては、犯罪被害者の方々の声に真摯に耳を傾け、関係府省庁が連携・協力し、政府が一体となって、支援に取り組むことが重要。
- ・ 関係府省庁においては、施策が犯罪被害者の方々の思いに真に応えたものとなり、必要な支援をお届けできるよう、積極的に対応していただきたい。